

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 3

処 分 名	社会福祉法人等の使用許可	
処 分 の 概 要	社会福祉法人等の市営住宅の使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市営住宅管理条例	
条 項	第51条第1項	
所 管 課	住宅課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	30日	
標準処理期間	計	30日
判断基準	<p>○公営住宅法（昭和26年法律第193号）第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省令第1号、建設省令第1号）第1条に規定する事業、第2条に規定する者</p> <p>○公営住宅制度の趣旨。目的を害しない範囲で、本来の入居者の入居を阻害しないこと。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>○松山市営住宅管理条例</p> <p>第4章 公営住宅の社会福祉事業等への活用 （使用許可）</p> <p>第51条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第9条第1項に規定する登録事業者（以下「社会福祉法人等」という。）が公営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業又は同法第7条第5項に規定する登録事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、公営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。 （使用手続）</p> <p>第52条 社会福祉法人等は、前条の規定により公営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより、公営住宅の使用目的、使用期間その他当該公営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長の許可を申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに公営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知する。</p> <p>3 社会福祉法人等は、前項の規定により、公営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに公営住宅の使用を開始しなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。